

規格・基準等の事前意図公告

[この公告は、T B T協定第2条9. 1に基づくものです。]

雑貨工業品品質表示規程の一部改正について

下記のとおり、雑貨工業品品質表示規程を一部改正する予定ですので、お知らせします。御意見がある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
雑貨工業品品質表示規程の一部改正
- 2 対象品目
浄水器（飲用に供する水を得るためのものであって、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。）
- 3 趣旨
 - (1) 浄水能力の表示項目から、1. 1. 1-トリクロロエタンを除外し、また、浄水能力の表示に関する試験方法にJ I S附属書Aに基づいた試験結果による浄水能力の表示を認めることとする。（JIS S 3201:2019に準拠）
 - (2) 濁りに関する総ろ過水量の試験結果の表示の対象を、全ての浄水器にする。（JIS S 3201:2019に準拠）
 - (3) ポンプを持つ浄水器について、ポンプが作動するための最低作動水圧の試験結果を表示させることにする。（JIS S 3201:2019に準拠）
 - (4) 回分式の浄水器について、ろ過水容量の試験結果を表示させることとする。（JIS S 3201:2019に準拠）
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
消費者庁表示対策課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
TEL (03) 3507-9271
FAX (03) 3507-9295
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間